

日本ダンス議会アマチュアリーグ

(JDC／AL)

東部総局競技規程

公益社団法人

日本ダンス議会(JDC)

東部総局競技部

第1条 本規程は日本ダンス議会アマチュアリーグ(以下「JDC/AL」という。)東部総局競技規程と称する。

第2条 本規程は日本ダンス議会(以下「JDC」という。)が公認し日本ダンス議会東部総局が主催する JDC/AL 競技会(選手権、A 級～ノービス級競技会、シニア系競技会、ユース・ジュニア・ジュブナイル系競技会、その他の競技会)に関する競技規程を定めることを目的とする。

第3条 JDC/AL の競技会を開催する場合は競技会開催日の 3 か月前までに申請し、JDC の公認を得なければならない。公認後、速やかにシラバスを公表する。シラバスは JDC ホームページ内の JDC 東部総局競技日程内に掲載する。

第4条 JDC/AL の開催競技会は次の通りとする。

1. JDC 公認一般級別競技会

選手権(イーストジャパン、インペリアル、関東、ベイサイド)、A 級～ノービス。(男女とも年齢制限なし)

2. JDC 公認シニア系競技会

シニア35競技会 (リーダーが 35 歳以上)

シニア50競技会 (リーダーが 50 歳以上)

シニア65競技会 (リーダーが 65 歳以上)

シニア75競技会 (リーダーが 75 歳以上、パートナープロ可)

3. JDC 公認ユース・ジュニア・ジュブナイル系競技会

U-21 競技会 (リーダーが 21 歳以下)

ユース競技会 (高校生以下、女性同士可)

ジュニア競技会 (中学生以下、女性同士可)

ジュブナイル競技会 (小学生以下、女性同士可)

ソロダンス競技会 (高校生以下)

なかよしカップル競技会 (一人が中学生以下、パートナープロ可、女性同士可)

4. その他の JDC 公認競技会

レディスペア競技会 (女性同士で一人が高校生以上、パートナープロ可)

第5条 JDC/AL の競技会の競技種目と競技順序は以下のとおりとする。

1. ボールルーム部門 ワルツ、タンゴ、ヴェニーズワルツ、スローフォックストロット、クイックステップ

2. ラテン部門 チャチャチャ、サンバ、ルンバ、パソドブレ、ジャイブ

第6条 各競技会の種目数は以下の通りとする。

1. 選手権及び A 級競技会は予選を 4 種目、準決勝以降は 5 種目とする。

エントリー組数が 7 組以下の場合フリーパスの 1 次予選を行う。この場合 1 次予選は 4 種目で行う。

2. B 級競技会は 4 種目又は 2 種目とする。

3. C 級競技会は 3 種目とする。

4. D 級、ノービス競技会は 2 種目とする。

5. B 級 4 種目競技会、C 級競技会においては出場組数により予選中の種目数を 1 種目減らす事が出来る。その場合予選開始前に主催者がフロアー上にて抽選にて減らす種目を決定する。

6. 上記以外の競技会については主催者が決定する。

第7条 各競技会の種目はシラバスに記載する。

第8条 曲の演奏時間とテンポは以下の通りとする。

1. 公認競技会の決勝戦では、曲の演奏時間は原則として1分 20 秒以上とし、予選、準決勝においては原則として1分10秒以上とする。

ただし、ヴェニーズワルツとパソドブレ、ジャイブは1分以上とする。

2. 曲のテンポは原則として以下の数値を参考とする。

ワルツ	28～30BPM
タンゴ	31～33BPM
ヴェニーズワルツ	58～60BPM
スローフォックストロット	28～30BPM
クイックステップ	50～52BPM
チャチャチャ	30～32BPM
サンバ	50～52BPM
ルンバ	25～27BPM
パソドブレ	60～62BPM
ジャイブ	42～44BPM

第9条 競技の採点方法は以下の通りとする。

1. 予選及び準決勝においては、原則として出場選手の少なくとも半数以上が次ラウンドに進まなければならない。
また、1次予選通過選手は原則としてエントリー組数の50%～75%とする。
2. JDC 公認一般級別競技会においてエントリー組数が8組以上の場合は原則としてリダンスシステムを採用する。リダンスシステムについての規定は別途「リダンス規定」にて定める。
3. エントリー組数が7組以下の場合は原則としてフリーパスの1次予選を行う。
4. 予選でのピックアップ数及びヒート数は本規定に基づき主催者が決定する。また、競技会当日、欠場等による予選数の変更、ピックアップ数の変更、ヒート数の変更を審査委員長の判断で行うことができる。
5. 決勝の進出組数は原則として6組とする。出場組数が6組未満の場合を除き、決勝進出組数が6組を下回ることはできない。
6. 準決勝の進出組数は原則として12組とする。
準決勝進出組数が上記の組数を下回ることはできない。
7. 決勝進出組、準決勝進出組決定の際、同点が生じた場合は原則として以下の通りとする。
 - ①決勝進出者が同点で7組以上になった場合
 - 1) 7組～9組の場合、全ての選手を決勝進出とし決勝戦を行う。この場合決勝進出した全ての選手を決勝に進出したものとする。
 - 2) 10組以上の場合同点決勝を行い、決勝進出6組を決定する。
 - ②準決勝進出者が第9条6項の組数以上になった場合、同点決勝は行わず、全組で準決勝を行う。
この場合、全ての選手を準決勝に進出したものとする。

第10条 決勝進出者を同点決勝で決める場合は以下の通りとする。

1. ボールルーム、ラテン両部門とも全種目、全審査員にて行うことを原則とする。但し、実行委員長と審査委員長の協議により第1種目のみで行うこともできる。
2. 曲の演奏時間は1分以内とすることができる。
3. 採点は順位法によるスケーティングシステムとする。

第11条 審査方式は、予選及び準決勝はマーク方式、決勝は順位方式によるスケーティングシステムを用いるものとする。

第12条 主催者は当該競技会が JDC 公認であることを公表し、シラバスに「JDC 公認」、「認可番号」を明記し

なければならない。

第13条 主催者は競技会終了後、出場選手全員の採点表を公表しなければならない。

第14条 公認競技会においては、競技会の運営を統括する実行委員長を置く。

第15条 公認競技会の審査員はJDC公認又はNDCJ公認の審査員でなくてはならない。

第16条 公認競技会においては、競技が規程に則り、公正かつ適切に行われるために、資格を有する審査委員長を置かなければならない。

第17条 公認競技会の審査員の数原則として以下の通りとする。

選手権及びA級競技会 7名以上

その他の競技会 5名以上

第18条 公認競技会においては、採点が規程に則り、正確に行われるよう採点を管理するため、資格を有する採点管理長を置かなければならない。

第19条 公認一般競技会に出場する選手の選手登録は以下の通りとする。

1. 選手登録は原則としてカップル登録とする。退会、カップル解消、パートナー変更、連絡先の変更等があった場合は、速やかに届出をしなければならない。
2. JDC 東部総局アマチュア登録選手は毎年登録を更新しなければならない。
3. 未登録選手(過去にJDCアマチュア選手登録をしたことがあり、その後、継続登録をせず、2019年度JDCアマチュア登録を新たに希望する選手を含む)が競技会出場申込をした場合、その申込をもって新規登録とする。その場合他団体(JBDF,JCF,JDSF,2018年度DSCJ)でクラスを所持している場合、自己申告によりそのクラスを持ちクラスとすることが出来る(他団体所持級以下での登録可能)。
4. クラスの自己申告は初期登録時のみ認められ受理後の変更は認めない。
5. 学連所属選手は初回のエントリーをした時点でC級での登録とする(エントリー時のボールルーム、ラテンのセクションに対しクラスを付与する)。エントリーフォームに学連所属の記載が在る場合のみこの規定を適用する。
6. 登録料は無料とする。

第20条 昇級及び降級については、別に定める「公益社団法人 日本ダンス議会東部総局 アマチュア昇降級規程」によるものとする。なお、クラスは同昇降級規程に従い登録カップルの男性、女性共に与える。

第21条 一般競技会の出場区分については以下の通りとする。

1. リーダーは自己級及び上位級競技区分に出場することはできるが、下位級競技区分に出場することはできない。
2. クラスを付与されていない選手がD級以上のクラス競技会に出場する場合、同日に行われるN級競技会に出場しなければならない。
3. カップルを解消し、リーダー変更があった場合、パートナーはいずれの競技区分にも出場できる。その場合、パートナーのクラスは新しいリーダーのクラスと同じクラスとなる。
4. 同一競技会の同一部門で異なるパートナーと複数の競技区分に出場することはできない。

第22条 第21条を満たしている場合、主催者は選手からの出場申込は原則として全て受け付けなくてはならない。

第23条 競技会出場申込は以下の様式とする。

1. 専用往復ハガキ(同様の形式で印刷された往復ハガキも可)
2. JDC 東部総局のHP内の日程表よりダウンロードした申込書(切手の添付された返信用封筒を同封)
3. JDC 関連教室からのメールエントリー

第24条 公認競技会の出場料はシラバスに記載する。

附則

本規程は2018年1月1日から施行する。

改訂

2019年1月1日より本規程を改訂する。